

デイサービス 真心苑

地域密着型通所介護・第1号通所事業所(横浜市通所介護相当サービス)運営規定

(事業の目的)

第1条

株式会社サンプランが開設する デイサービス 真心苑 (以下、「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス) (以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者(以下、「要介護者等」という。)に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、あんま指圧マッサージ師、准看護師等の看護職員、介護職員(以下、「従事者」という。)が、当該事業所において、排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練の適切な地域密着型通所介護及び第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス) (以下、「地域密着型通所介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

事業の実施にあたっては、要介護者等となった場合においても、身心の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び身心の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2

事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、介護予防サービス、他の地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3

事業の実態に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業の名称)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

事業者名称	デイサービス 真心苑
事業所所在地	神奈川県横浜市瀬谷区阿久和東1-51-1
連絡先電話番号	045-442-3750

当施設における虐待に対する処置

・当施設では下記に相当する行為は決して行いません。

身体的虐待、経済的虐待、心理的虐待、性的虐待、介護、世話の放棄

事業所内で上記を確認または疑いがある場合、当該利用者の介護記録を即時に開示し、ご本人、介助者、行政、その他当該利用者に関わる事業所様へご報告を行うものとします。

事業所外で上記を確認または疑いがある場合、当該利用者の状態の記録を包括支援センター、行政、居宅支援事業所、等機関へ通報させて頂くことがあります。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、人員及び内容は次の通りとする。

職種	勤務体制	主な職務内容
管理者 1名	常勤1名	事業所の従業者の管理一元的に行い、また、当該事業所の従業員に法令及びこの規定を遵守させるため必要な処置を講じる。
生活相談員 5名	常勤3名 非常勤2名	利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画書及び第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)計画書(以下、「地域密着型通所介護計画書等」という。)の作成補助を行う。
介護職員 5名	常勤2名 非常勤3名	地域密着型通所介護等の業務に当たる。
機能訓練指導員 5名	常勤3名 非常勤2名	機能訓練計画の策定及び、機能訓練の実施、従事者の指導に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日	月・火・水・木・金・土・日・祝日
営業時間	8:00～18:00 (日)のみ14:30迄の営業となります
サービス提供時間	8:30～17:30 (日)のみ13:30迄の営業となります
延長サービス	17:30～19:00

(地域密着型通所介護等の利用定員)

第6条

地域密着介護等の利用定員は地域密着介護と第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)を合計して次の通りとする。

利用定員(1単位)	10名
-----------	-----

(地域密着通所介護等の内容及び提供方法)

第7条

地域密着型通所介護等の内容は、次の通りとする。

- 【1】日常生活上の介護及び介助サービス、世話及び支援
- 【2】送迎 ※自動車による送迎が困難な場合は、車いすまたは歩行介助により送迎を行う。
- 【3】入浴介助
- 【4】食事の提供 ※利用者の希望により朝・昼・夕の食事及びおやつを提供します。

- 【5】健康チェック
- 【6】レクリエーション
- 【7】その他、利用者にかかわる相談、支援

(地域密着通所介護等の利用料その他の費用の額)

第8条

地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料金の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とする。詳細は料金表の通りとする。

2

利用者の希望によるその他の費用

- 【1】朝食代 400円 1回につき
- 【2】昼食代 650円 1回につき (おやつ代50円含む) ※正月1日～3日はおせち料理になる為1,000円とする。
- 【3】夕食代 600円 1回につき
- 【4】洗濯 150円 1回につき
- 【5】おむつ代 150円 リハビリパンツ代 150円 パット代 150円 サイズ問わず各1個につき
- 【6】19時を超える延長利用料金 2000円 1時間につき
- 【7】お泊り1回1,000円 ※GW・年末年始・盆3,000円 サービス提供時間内の利用が無いお泊りのみの利用 5,000円
- 【8】食育講座・調理実習レクリエーション(毎週金曜日)に参加の場合、材料費550円(参加1回)が必要になります。
- 【9】ご希望による口座振替に関する費用は330円となります。

3

急なキャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。

ご利用日前日の17時までのご連絡	無料
上記以降のご連絡、当日キャンセル扱い	昼食代金相当額

4

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

5

利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収証を交付する。

6

法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明証を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、横浜市瀬谷区・旭区・泉区とする。

(サービス利用にあたっての留意点)

第10条

利用者が地域密着型介護等の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次のとおりとする。

- 【1】機能訓練室を使用する際には、従業者の支援のもとで利用していただくこと
- 【2】体調によって入浴等を中止にさせていただく場合があること
- 【3】利用をキャンセルする場合には、前日午後5時迄に連絡していただくこと

(緊急時における対応方法)

第11条

事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2

利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

3

事業者は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策)

第12条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消化、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

(その他運営についての留意点)

第13条

事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

【1】採用時研修 採用後1カ月以内

【2】継続研修 毎月1回

2

従業員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。

3

従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4

事業者は、地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、保持する。

5

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社サンプランと事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(ハラスメントに対する対応)

14条

事業所は、事業所、従業員、医療福祉業界に対するいかなるハラスメント行為に対しても毅然とした対応をする。

2

ご利用者様、ご家族様からハラスメント行為が行われた際には、ハラスメント行為であることをお伝えし、改善が見られない場合サービスを即時中止し、場合によっては契約の解除をするものとする。

3

ハラスメント行為が行われた際には、必要に応じ、録音、録画を行い記録を取らせて頂きます。

4
事業所、従業員はハラスメント行為に恐怖を感じた場合は、その旨をハラスメント行為を行ったものに伝え、人命優先を優先し、逃避を選択する場合がある。

5
従業員がハラスメント行為で身心に異常を引き起こす恐れのある場合又は起こしてしまった客観的事実確認が出来た場合、法的処置を検討する場合がある。

6
私たち介護従事者は、地域、利用者、利用者家族に寄り添い、奉仕の心を大切に業務に取り組んでおります。日々、ハラスメント行為が行われないよう努めていることをご理解して頂けるようお願いしております。

附則
この規程は令和7年6月1日から施行する。